

医療的ケア児の受入について

令和3年9月に法律が施行され、本市においても、支援を行う人材確保や環境整備、支援に関する総合的な仕組みづくり等、関係機関と連携を図りながら準備を進め、令和4年4月から保育所で医療的ケア児の受入を行っております。

特定の医療的ケアにつきましても、保育士も法律に基づき実施することができますが、安全確保の観点から、現時点では、保育所の看護師や訪問看護ステーションから派遣される看護師が対応しております。

また、保育士等の職員も医療的ケアを行う際の補助や保育の様々な場面でのサポートを行っておりますので、医療的ケアに関する園内研修や外部研修に参加し、理解を深められるよう努めております。

入所された医療的ケア児の保護者からは、「保育所での様々な経験を通し、我が子が成長しているのを感じている。」というご意見をいただいております。

今後も、医療的ケア児の状況に応じて、安全性を確保しながら、医療的ケアと保育が提供されるよう支援を行ってまいります。

医療的ケア児の受入について

令和4年4月から市内保育所で医療ケア児の受入を開始

① 現状

○令和4年4月から医療的ケア児の受入を開始

保育所に配置されている看護師、訪問看護ステーションから派遣される看護師が支援を実施

受入にあたっては、ガイドラインに基づき実施

※医療的ケア児とは？

日常生活及び社会生活を営むために恒常的な医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童
⇒**特定行為（喀痰吸引、経管栄養）以外の医療的ケアは看護師が実施する**

② 取り組み・成果

○実施してきた取り組み

- ・ 受入に関するガイドラインの作成
- ・ 市の広報誌やホームページでの周知
- ・ 関係機関との連携強化（市内訪問看護ステーションとの連携）
- ・ 内部研修や外部研修の受講



③ 課題・目標

○受入れ体制強化に向けた課題

- (1) 支援に関する総合的な仕組みづくり
 - ・ 受入れへの不安解消
 - ・ 関連機関との連携強化
 - ・ 内部研修や外部研修の受講促進
 - ⇒ **医療的ケア児に対する理解の促進**
- (2) 支援を行う人材の確保
 - ・ 看護師や一定の研修を受けた保育士等の確保
 - ・ 支援を行う人材へのフォローアップ
 - ⇒ **安全な受入体制の整備**
- (3) 保育所における環境整備
 - ・ 基幹施設として公立保育園を整備
 - ・ 蓄積したノウハウの展開
 - ⇒ **安定的な受入体制の確保**